

議案第 8 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 4 8 年条例第 3 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用に充てるための「子ども・子育て支援納付金課税額」を創設するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び</u><u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>

費納付金の納付に要する費用(茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(法第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 7.25 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 19,300 円 とする。

第 9 条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 9 条の 2 第 3 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.25 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・

2 から 4 まで (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 7.5 の税率 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 21,000 円 とする。

第 9 条 (略)

子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

第9条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。